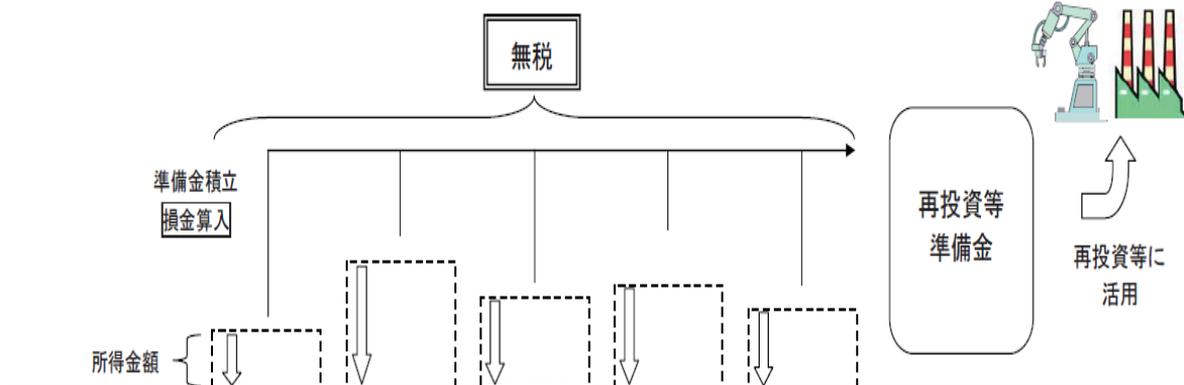


特区による税制の特例

◆ 国税（法人税等）の特例（1～3は選択適用）

1 新規立地促進税制（新規立地新設企業を5年間無税とする措置）

復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人は、指定後5年間、課税が発生しないようにする特例が受けられます。



※ この準備金は、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において再投資等のための支出額と同額を、指定の日以後10年が経過した日を含む事業年度（基準年度）以後の各事業年度においては基準年度の準備金残高の10分の1を、それぞれ取り崩して益金に算入する。

【特例措置の内容】

- ① 指定日から5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる。
- ② 機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる（準備金の範囲で即時償却）。

【対象法人】

- 復興推進計画の認定の日以降に設立されたこと。
- 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること。
- 復興産業集積区域内に本店を有すること。
- 積み立てを行う事業年度において区域外に事業所等を保有しないこと。
 - ※ただし、平成26年4月1日以降は、以下の2つの要件を満たす事業所は本店のある区域外へ設置可能。
 - i) 主たる業務以外の業務を行う事業所であること。
 - ii) 当該事業所の業務を行う従業員数が、当該法人の常時使用全従業員数の30%又は2人のいずれか多い人数以下であること。
- 指定を受けた事業年度に3億円以上（中小法人等の場合は3,000万円以上）の機械又は建物等の取得等を行うこと。
- 認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること。

2 特別償却又は税額控除

平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域内において取得等した事業用設備等について、法人税等の特別償却又は税額控除が受けられます。

① 特別償却

取得等の時期 資産等の区分	～ H28.3.31
機械装置	100%
建物・構築物	25%



選択

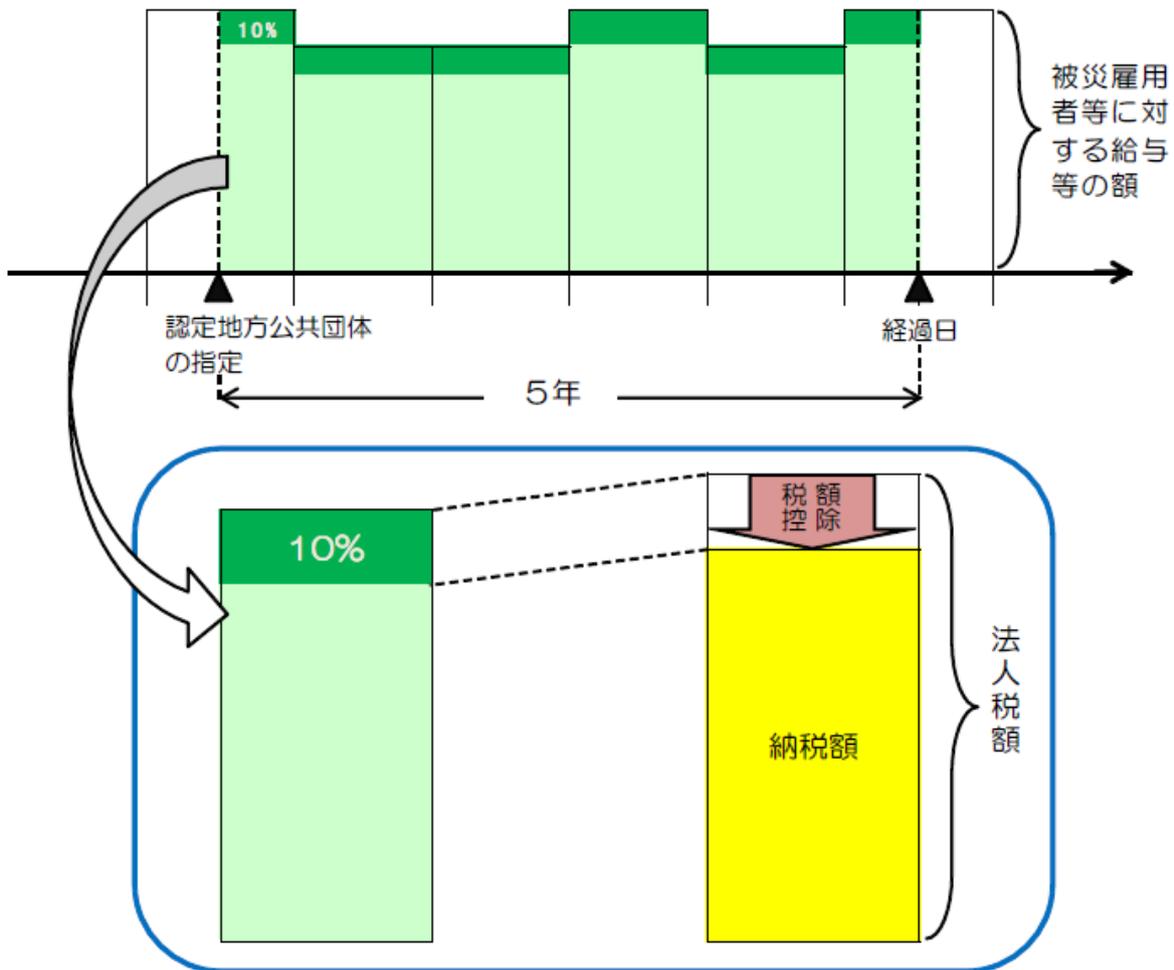
② 税額控除

取得等の時期 資産等の区分	～ H28.3.31
機械装置	15%
建物・構築物	8%

※ 控除できるのは税額の20%が限度。
但し20%を超えた部分は4年間の繰越が可能。

3 法人税等の特別控除

復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者（*）に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として指定後5年間控除が受けられます。

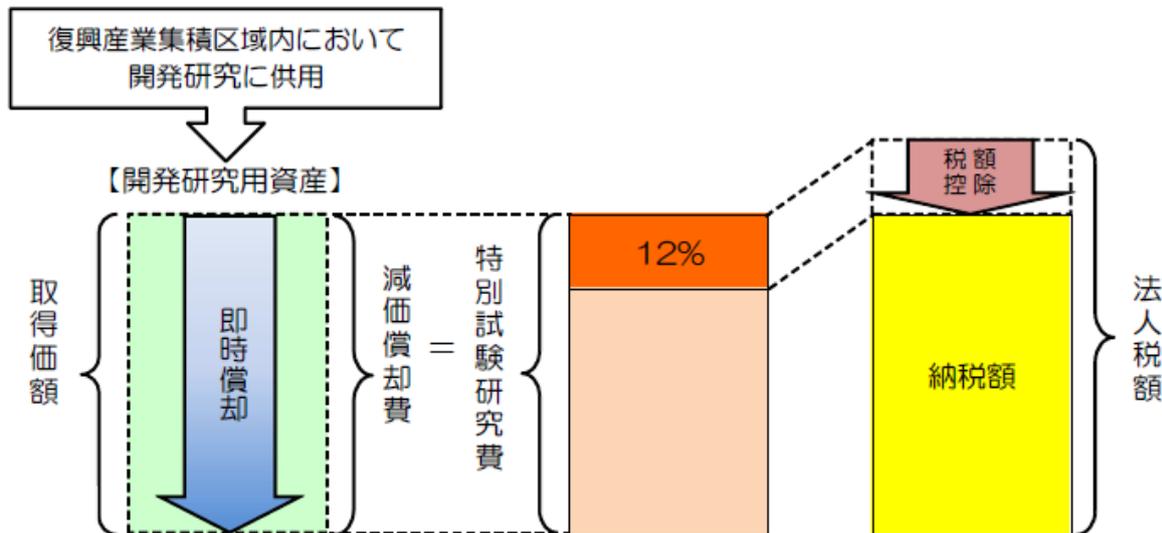


* 《被災雇用者》

- H23.3.11 時点で特定被災区域内（福島県の場合，全市町村）の事業所で勤務していた者
- H23.3.11 時点で特定被災区域内（福島県の場合，全市町村）に居住していた者

4 開発研究用資産の特例

復興産業集積区域内において、開発研究用減価償却資産を取得等した場合に、即時償却できるとともに、12%の税額控除が受けられます。



この制度の適用対象資産は、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究（開発研究）の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するもの（開発研究用資産）で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものです。

ここにいう開発研究用資産とは、具体的には、専ら開発研究の用に供される減価償却資産として耐用年数省令別表第六の種類欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェア（同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあっては、それぞれ同表の細目欄に掲げる固定資産に限ります。）がこれに該当します。

◆地方税の特例

5 地方税の課税免除等

復興産業集積区域内において、施設又は設備の新設又は増設を行った場合（上記の国税の特例のうち1、2、4について市町村の指定を受けた場合）は、県及び市町村で定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免が受けられます。